

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置に係る農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく設備廃棄等欠損金額の適用除外の特例措置について、中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。 青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者である法人を対象とする。 「事業再編」の対象事業（農業競争力強化支援法施行規則第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料、農薬、配合飼料の製造事業 ・ 飲食料品の卸売事業（米卸売業など） ・ 飲食料品の小売事業（食品スーパーなど） ・ 飲食料品の製造事業（製粉、乳業など） <p>・ 特例措置の内容 事業再編計画に基づき設備廃棄等を行ったことにより欠損金（赤字）が生じた場合には、欠損金の額（廃棄した設備等の残存価額（直前の簿価）及び設備廃棄等に要した費用の合計額）に応じて、前年度に納めた法人税から還付を受けることができる（租法66の13、68の98）。 この場合において、法人住民税については、還付法人税額を限度として計算した金額を、その後9年間（30年度以降は10年間）における法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができる。また、法人事業税についても、欠損金額を繰越控除することができる。</p>	
関係条文	地法53 ^⑫ 一、321の8 ^⑫ 一、地令21 ^①	
減収見込額	[初年度] ー (▲ 8 6) [平年度] ー (▲ 8 6) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。</p> <p>このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法案」が、平成29年2月10日に閣議決定・国会提出がされ、同年5月12日に可決・成立し、法律第35号として公布された。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p>	

	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>農業競争力強化支援法による事業再編等に関する計画認定制度が創設されたことに伴い、同制度の利用を通じた業界再編を後押しする観点から、認定を受けた計画に基づく設備廃棄に際し、その後のキャッシュフローの改善に資するため、認定事業再編事業者における設備廃棄等欠損金の適用除外を認める特例を措置する必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	なし。

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保、2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 1-③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>
	政策の達成目標	農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。
	同上の期間中の達成目標	農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成29年度 8件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。 本特例措置を講ずることで、上記取組を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>1 農業競争力強化支援法に係る事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度</p> <p>2 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとしている。</p> <p>本特例措置により、上記のような事業再編の取組等に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国農業の競争力の強化のための特例措置として妥当である。</p>
	ページ	9—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日のため、実績なし。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現していくことは、農業の競争力の強化のために有効な手段である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日のため。
これまでの要望経緯	平成29年度創設